

指定数量について

【指定数量とは】

消防法で定められた危険物は、その危険性や性質により、それぞれ指定数量が定められており、この数量が危険物規制を受ける基準となっています。

危険物の貯蔵又は取扱う量が、指定数量の5分の1又は指定数量を境にそれぞれ受ける規制が変わります。

- 1 「指定数量以上」→危険物施設(消防法で規制)
- 2 「指定数量の5分の1以上、指定数量未満」→少量危険物貯蔵取扱所(市町村条例で規制)
- 3 「指定数量の5分の1未満」→市町村条例で、貯蔵及び取扱いの遵守事項が定められている

【主な危険物の指定数量】

- 1 第一石油類 : ガソリン 200リットル
- 2 アルコール類 : エタノール、メタノール 400リットル
- 3 第二石油類 : 灯油、軽油 1000リットル
- 4 第三石油類 : 重油 2000リットル
- 5 第四石油類 : オイル 6000リットル

(例)混合油缶 : 第一石油類

スプレー缶 : 第一石油類・第二石油類

エンジンオイル : 第四石油類

※危険物を収めた容器には表示がされています。

【指定数量の倍数算定】

貯蔵し、又は取扱うそれぞれの危険物の数量を、それぞれの危険物の指定数量で割った値を合計した数値が、その場所で貯蔵し、又は取扱う危険物の指定数量の倍数となります。

(例)ガソリン 20ℓ、灯油 100ℓ、軽油 100ℓを同一の場所で貯蔵する場合

(1)ガソリン 20リットル÷ガソリンの指定数量 200リットル=0.1

(2)灯油 100リットル÷灯油の指定数量 1000リットル=0.1

(3)軽油 100リットル÷軽油の指定数量 1000リットル=0.1

合計すると、(1)+(2)+(3)=0.3倍となります。

よって、「指定数量の5分の1以上、指定数量未満」となりますので、少量危険物貯蔵取扱所(市町村条例で規制)の規制を受けることとなります。